

大月市行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大月市条例第38号）別表第1「2市長部局」の項大月市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年大月市条例第30号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの（1）登録申請又は登録更新の事務（2）登録申請又は登録更新者の状況の調査事務（3）助成の申請の事務（4）助成申請の審査の調査事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	大月市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大月市行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大月市条例第38号）別表第1「2市長部局」の項大月市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年大月市条例第30号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの（1）登録申請又は登録更新の事務（2）登録申請又は登録更新者の状況の調査事務（3）助成の申請の事務（4）助成申請の審査の調査事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<p>大月市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大月市条例第38号）別表第1「2市長部局」の項大月市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年大月市条例第30号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 登録申請又は登録更新の事務(2) 登録申請又は登録更新者の状況の調査事務(3) 助成の申請の受理(4) 助成申請の審査の調査事務 <p>大月市行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大月市条例第38号）別表第1「2市長部局」の項大月市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年大月市条例第30号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 登録申請又は登録更新の事務(2) 登録申請又は登録更新者の状況の調査事務(3) 助成の申請の事務(4) 助成申請の審査の調査事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第1条	大月市重度心身障害者医療費助成条例（昭和52年大月市条例第30号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	<p>第1条 この条例は、重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		大月市重度心身障害者医療費助成条例大月市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	大月市重度心身障害者医療費助成条例第6条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の一部助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号□	大月市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2018年10月11日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Information Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.